令和３年度　第４回　小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会議事録

1　日時

２０２１（令和３）年 11 月 30 日（火）　午後１時３０分から午後３時まで

2　場所

小牧市福祉総合施設　ふれあいセンター大会議室

3　出席者（敬称略）

区分	氏名	所属等
学識経験者	朝倉　美江	金城学院大学教授
愛知県弁護士会	宮本　英行	愛知県弁護士会
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	野田　隆誠	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
愛知県社会福祉士会	纐纈　光幸	成年後見研修委員会担当理事
市町社会福祉協議会	宇野　千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議会事務局長
地域包括センター	井上　健	社会福祉法人おおぐち福祉会
障害相談支援事業所	小木曽眞智子	相談支援事業所アザレアフォルテ
居宅介護支援専門員団体	大野　充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
高齢者施設の職員	東　謙次	社会福祉法人高坂福祉会扶桑苑施設長
障害者施設の職員	中野　勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
民生委員	間宮　輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
老人クラブ	櫻井　逸子	岩倉市老人クラブ連合会
公募委員	大島　和恵	小牧市在住
公募委員	倉知　静子	大口町在住
公募委員	間宮　進示	扶桑町在住

行政職員	浅野　秀和	小牧市障がい福祉課長
行政職員	石川　文子	岩倉市福祉課長
行政職員	前田　憲吾	大口町健康生きがい課長
行政職員　参考人	陸浦　裕司	扶桑町健康福祉部福祉児童主幹
オブザーバー	小栗　裕介	名古屋家庭裁判所一宮支部
幹事市	片桐　慎治	岩倉市健康福祉部福祉課統括主査

事務局　尾張北部権利擁護支援センター　山中和彦、安藤一成、小川晴美、土屋志保
（欠席）日比野充伸、尾関憲明、中村朋美各委員

4 内容
（1）あいさつ
〇山中センター長
　それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、始めさせていただきたいと思います。
　ただいまから「2021 年度第 4 回小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」を開催いたします。
　私は、本日の進行をいたします尾張北部権利擁護支援センター、センター長の山中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　本日は、日比野委員、尾関委員、中村委員から欠席のご連絡をいただいております。また、扶桑町につきましては、小室委員が欠席のため、参考人として陸浦主幹が出席されております。
　本策定委員会は、設置要綱にもとづき、委員の過半数の出席をもって成立いたしますので、本日の会議はは成立いたします。
　本日の資料の確認をいたします。
　まず、本日の次第でございます。次第の次に、計画案、さらに、計画案の概要版をお届けいたしております。
　本日、追加で、私どもが運営を受託しました愛知県の市民後見セミナーのチラシをお配りいたしております。
　また、本日も議事録作成のため、録音および録画をいたしておりますので、ご承知おきをお願いします。
　なお、終了予定時刻は、3 時としておりますが、本日が、パブリックコメント前にご意見をいただく最後の機会となっておりますので、多少時間が延びることもあるかもし

れませんが、ご承知おきいただきたいと思います。
　それでは、以降の進行は、朝倉委員長にお願いをいたします。ひとことごあいさつをお願いして、そのあと、会議に入っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○朝倉委員長
　朝倉です。よろしくお願いいたします。
　本当に、感染が落ち着いたかと思ったらまた、もしかしたら、もっと厳しい状況になるかもしれないという、本当に先が読めないような状況です。いずれにしても、この間で、より生活が困窮したり、孤立化する方々がすごく増えて、ますます私達をめぐる、そしてより脆弱な環境の方々は、大変な状況に置かれるのではないかなと思っております。
　今朝の毎日新聞に大府市が、この成年後見制度の利用促進について条例化すると、それは高齢化が進み、高齢者の方さらに障害のある方の親も高齢化すると、本当に緊急の厳しい状況に置かれているということで、条例化をして、更にしっかり対応したいという記事でした。今回この地域でも、本当にこの計画は、すごく大事なひとりひとりの人権に関わるものですので、前回も活発にご議論いただきましたが、今日もぜひ積極的なご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。
　それでは、早速議事に入りたいと思いますので、本日は計画案に対する意見交換がテーマになっております。最初に意見交換していただく前に、事務局から約 30 分くらいで内容の説明をしていただきたいと思います。前回の議論から変更があった点を中心に、ご説明をよろしくお願いいたします。

（2）議題
【議題（1）当区域における成年後見制度利用促進計画の案について】
○山中センター長
　それでは、事務局から皆様にお送りしました計画案について、変更点を中心にご説明いたしたいと思います。
　まず、前回 10 月 19 日の会議で皆様方に素案を確認していただきました。その後、行政の方にもよく見ていただくということで確認をいたしましたところ、いろいろとご意見もいただきまして、修正の依頼もいただきました。
　まず文体および表記の変更です。1 点目、素案の段階では、「～である」という文体で書いておりましたところ、市民向け住民向けの計画であるので、わかりやすく親しみやすい「ですます調」にして欲しいということがありましたので、「ですます調」に改めました。
　それから（2 点目）、いわゆる「障害の表記」でございますけれども、素案の段階で

は、「障害」と漢字で書いておりましたけれども、4 市町とも公用文書の中で、「障害」の害をひらがなで書く、ということになっているとのことでありますので、その通り「障がい」といたしました。

3 点目、見やすく読みやすくするようにということで、文字の大きさは、改行幅改ページなどレイアウトについて少し変更をいたしております。

それから、少し大きなことでございますけれども、章立てを変更しております。多くの行政計画の基本パターンの一つとして、計画策定の意義を述べ、対象者についての現状分析、課題整理をして、その上で基本理念、すなわちめざす姿を確認し、それに向けての基本施策を記述し、最後に進捗確認の手法を確認しておくというのが一つの形ではございますが、素案の段階では、国の計画で求められていることと、現在この地域でできていることとの比較をする視点で整理をしてきたため、若干この基本パターンから外れた形になっていましたので、その部分を改めて基本パターンに沿った形に章立てを改めました。

新しく提案している案では、「はじめに」のところで、計画の意義を述べ、第 1 章で現状を分析。第 2 章で課題整理、第 3 章で基本理論、基本政策の計画の中心部分を記し、第 4 章で進捗管理といたしております。したがいまして、素案からどう変わったかと具体的に申しますと、「はじめに」と第 1 章は、ほとんど変わっておりません。素案で第 2 章としていたところは、基本理念、あるべき姿を述べておりますので、新しい案の第 3 章に移しました。素案の第 3 章は、課題を述べておりますので、新しい案では、第 2 章に盛り込みました。新しい第 3 章は、素案の段階ではお示しをしておらず、グループワークで皆さんのご意見を聞くことを行いましたので、そのご意見を踏まえながら、新しく書き起こしております。

それでは時間の都合で、新しく書き起こした第 3 章について説明をいたしたいと思います。43 ページとなっております。

ここでは、第 3 章当区域における権利擁護支援のための取組ということで、第 1 節第 1 項で基本的な考え方、いわゆる理念と言われるものを掲げております。それはこの会議の中で確認をさせていただきました「認知症になっても、障がいがあっても安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり」をこの計画の理念とするということにしております。それぞれの軸に込められた考え方は、以下の通りですということで、「認知症になっても障がいがあっても、安心して自分らしく地域で共に暮らすまちづくり」ということについてのコンセプトを記しております。

第 2 項は、尾張北部権利擁護支援センターの位置づけということで、これは素案の段階で、第 2 章の中で記していた内容をそのまま転記いたしております。

次に 46 ページ。基本政策 1 でございます。普及啓発の推進・研修事業の拡充を挙げております。アンケート等々からもうかがえますけれども、市民、住民さらに専門職の皆様におかれましても、まだまだ権利擁護という考え方、それから成年後見制度につい

ての理解が、十分でないということが伺われます。

例えば成年後見人の役割について、十分な理解がないために、成年後見人の活動の中で適切に、地域あるいは事業所の皆さんとやりとりができていない現状もあるということでございますので、普及啓発等、研修事業をさらに拡大していきたいと思います。その中で、四角囲みのなかの○でございますけれども、これまで福祉の専門職の方、それと漠然と地域住民の方ということで研修を行っておりましたけれども、少し国の言う互助、地域作りの部分に焦点を当てて、地域団体、サロン、事務所などの集まりに出向いていく研修機会を増やしていきたいと考えております。

また地域、それから司法、医療の関係などに、これまで以上に研修の対象となる人を広げていきたいと思います。私どものセンターの力量では、なかなか講師が務まらないような内容も多いと思いますけれども、研修をコーディネートするという位置づけで取り組んでいきたいと思っております。

またコロナの影響で、オンライン配信、録画配信というような取り組みが増えておりますので、これについても研修機会を拡充するという意味で、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

四つ目の○ですけれども、センターが単独で行いますと、集客の部分なども難しい面もありますので、他の例えば、地域包括支援センターの集まりとか、老人クラブとか、そういったところと一緒に共催をするということで、関係を作り、また連携を深めていくことができればというふうに考えております。

47 ページ。基本政策 2、後見候補者の確保、育成ということであります。そのまま読みますと、当区域は、専門職後見人の比較的少ない地域でございまして、市民後見人の養成、法人後見実施法人の育成の取組が求められていると考えております。

その一つの市民後見人養成事業については、後見候補者の確保ということに限らず、地域共生社会の実現のためにも必要な事業として、国の利用促進基本計画の中にも位置づけられられております。市民後見人養成事業は、広域のメリットを生かせる事業でもあり、実施に向けた検討を進めてまいります。

もう一つの法人後見受任のことについて、次に触れているんですけれども、市町の社会福祉協議会は、成年後見制度と並ぶ権利擁護支援の事業である日常生活自立支援事業を実施しており、成年後見制度と一体的な事業運営も可能であることから、国や全国社会福祉協議会から法人受任への積極的な取組が期待されております。県内の市町社会福祉協議会でも法人住民の実績がありますので、関係市町の社会福祉協議会においても法人受任を進められないか、検討をしていきます。

また他の社会福祉法人、NPO 法人、親の会などによる法人受任も期待されているところですので、法人後見実施法人の育成についても検討を進めます。

親族も重要な担い手でありますので、親族後見人支援も重要な取組課題です。「親族後見人のつどい」など親族後見人支援につながる具体的な事業を検討します。

専門職後見人にも、各専門職団体と協力しながら、初任者等へも支援を進め、そういう専門職後見人のすそ野を広げる取組をいたします。

また、適切に受任候補者につなげることができるよう受任候補者調整の仕組みづくりを進めます。ということで、具体的には、四角囲みで 4 点記しております。

1 つ目の○、市民後見に養成事業を想定に実施します。それから 48 ページの 2 つ目の○、市町社会福祉協議会による法人受任、法人受任実施法人（社会福祉法人、NPO 法人等）の育成を検討します。3 つ目の○、「親族後見人のつどい」など親族後見人支援の取組を進めます。4 つ目の○、専門職後見人の支援と受任候補者調整の仕組みづくりを進めます。

次に 49 ページ。広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと掲げております。国の計画においては、この地域連携ネットワークをつくりなさい、ということがありまして、新しい国の計画におきましても、司法の関係と、それから地域、互助の関係へのアプローチも含めて、しっかりやってほしいということが書いてございます。そこで、当区域におきましては、次のように権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていきたいと考えています。

そのまま読むことになりますが、当区域においては、4 市町が広域で取り組んでいることが特徴であり、このことにより単独市町では規模、費用の点で実施が難しい取組も実施の可能性が高まります。具体的には、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会の開催、多職種による相談会の開催などが考えられます。

例えば一つの市あるいは町だけでは、企画をしても参加者の数が見込めず、あるいは費用がかさむ、あるいはお願いがしにくいというような場合、4 市町でやるのであれば、専門性の高い研修でも可能ではないか、専門分野を絞った研修もできるのではないかと考えております。

次に「また、～」以降のところですが、国の求める地域というのは、ここでは互助の活動の場と位置付けていますが、地域との連携強化については、地域づくりは従来からは各市町の様々な取組があります。サロンであるとか、居場所作りであるとか、そういった取組がございますので、尾張北部権利支援センター等が、既存の取組の場において権利擁護支援に係る相談会や学習会などを開催することで、連携を強化していく取組を進めます。この趣旨は、新たに中核機関が何か活動をしていくというよりは、これまでの従来の活動を尊重して、そこに権利擁護の観点で、相談会や学習会などの機会を盛り込んでいただくと、そういう機会を増やしていただくことをお願いしていく、ということを述べているつもりでございます。

次に、権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージがつかめない、というご意見が、先般のグループワークの中でも多く聞かれました。そこで、まずは具体的な実践例、成功例がいいんだとは思うのですけれども、こういうような連携がうまくいきましたというような話を共有することで、権利擁護支援ネットワークは、どういうものをめざし

ているのかを確認する機会をしっかり作っていきたいと考えております。

さらに、権利擁護支援の対象となる人や家族が抱える複合的な課題にも対応していけるよう、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会であったり、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどとともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していきますとしております。以上の内容をまた四角の囲みの中に記しております。

最後の四角の囲みの○ところで説明はいたしませんが、4 点目だけ少し触れておきたいと思います。1 章のアンケートと、それと権利擁護支援センターの相談実績から見た課題というところで、成年後見制度だけを課題として持ってる方は少なくて、そのほかに困窮者支援の問題であるとか、住まいをなくしてしまったというような話とか、これからの将来の不安とか、虐待の課題とか、いろんなものを複合的に持っておられる家族が多くおられる。その中で現状の成年後見制度というツールとか、日常生活自立支援事業とかいうツールとかあるんですけれども、それだけではまだまだ足りない。新しい社会資源を開発していかなければいけない。それをどこがやるということでも、まだその検討段階ではないと思うので、まずは先行事例を研究してみたり、あるいはどういう課題があるのか実態把握をしてみたり、そういったことを尾張北部権利擁護支援センターだけでなく、地域の権利擁護に関わる団体、法人が集って、検討していく機会を設けていきたいというふうに考えているということでございます。

次に、51 ページ基本政策 4 ですが、広域地域連携協議会の設置ということで、地域、これは互助の活動の場という意味の地域、それから福祉、司法、医療の連携を図るために協議会を設置しますということです。この協議会は、第一期の国の利用促進基本計画において、国が市町村に設置することを求めているものであります。中核機関を設置しなさいということと合わせて、国は地域に協議会を持つということを求めています。その協議会を設置するということを基本政策 4 に掲げております。

広域設置のメリットを生かして、既に中核機関と位置づけられている尾張北部権利擁護支援センターが事務局を担当し、地域の相談支援機関、専門職団体、民生委員など地域のネットワーク関係者が参加するもので、家庭裁判所にもオブザーバー参加を求めていきたいと考えています。

この広域設置する地域連携協議会、名称は追って考えるということになるんですが、これまでに述べてきた当区域における権利擁護支援にかかる実態把握、地域連携ネットワークのイメージ共有等に資するため、地域の相談機関、社会福祉協議会、地域組織等が参加する円卓会議などを開催するなど、連携を深める取組をしてまいりたいということでございます。第 3 章の説明は以上でございます。

最後、第 4 章は格別には説明することがありませんが、第 3 節に記した進捗確認のことだけふれておきます。51 ページに設けた地域連携協議会によって、この計画全体

がどのように進捗しているのか、本当に計画で掲げた内容で取り組んでいるのかどうか。どこがチェックするのかというと、先ほど申し上げた地域連携協議会で、毎年確認をしていく。それに加えて提言もいただいて、取り組むべきものは、取り組むように盛り込んでいくというようなことをする意味で、地域連携協議会を活用したいというふうに考えています。

最後、別紙でございますけれども、資料 2 として、この概要版というものを作成しております。今後この計画が出来上がりましたら、地域の皆様にもご説明が必要でもございます。民生委員の皆さんとか、いろんな場所でこの計画を理解していただくということで、本編を読んでいただくのはなかなか大変でございますので、計画の大枠をご理解いただくというようなことで、こうした概要版を作成いたしました。

以上で事務局からの説明は終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議題（2）素案について意見交換】

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、これから皆様からご意見をいただきたいと思っていますが、予定時間 40 分くらいを想定しております。今、第 3 章中心にご説明いただきましたが、「はじめに」から第 4 章まで、全体それぞれご意見をいただきたいと思います。できるだけ中身に関わる論点とか、もう少し書く必要があるのではないかというようなことを、さらに課題やもっとこのような取組が必要ではないかというようなことを積極的に、字句のこともありますけれども、できれば中身に踏み込んだようなご意見をいただければ、ありがたいと思っております。それでは一つずつ区切って、ご意見をいただきたいと思いますので、まず、「はじめに」です。こちらは、計画の趣旨、計画の位置づけ、計画の策定体制、計画の対象期間について記載があります。こちらについてはいかがでしょうか。

どのようなご意見でもぜひ。ここは政策的なところですが、この点はぜひ行政機関の市町の方で、ご意見をいただけたらとも思いますがいかがでしょう。

よろしいですか石川委員、お願いします。

○石川委員

岩倉市の石川です。お願いします。はじめにのところでは、計画策定の趣旨ですとか、計画の位置づけといったところが書かれています。基本的には、法令に基づいたものということですとか、国の計画を踏まえてというところで、そこは押さえられているので、こういった記述でいいのではないのかなというふうに思います。1 箇所、訂正をお願いしたいなと思うのが、5 ページの一番上の閣議決定の日にちですが、2 月 19 日と入っているかと思いますが、3 月 24 日が正しいのかなというふうに思うので、ここは訂正をお願いしたいと思います。

あとは全体的に字句の整理は、まだこれからもやっていくのかなというふうに思います。内容的に計画の期間といったところも、基本方針ですとか政策といったことを考えれば、国の計画も 5 年というようなところもありますので、同じく 5 年というのが適当でないのかなというふうで、いいかと思います。以上です。

○朝倉委員長

はい、ありがとうございました。

基本的には、大丈夫そうですけれども、期間、期限についてですか。すいませんちょっと聞き取りにくかったんですが、2022 年 3 月を目途にというところですか。時期のことを最初、おっしゃっていたかと思うんですが。

○石川委員

閣議決定の日にちですけれども、平成 29 年 2 月 19 日となっているんですが、3 月 24 日が正しいかと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございました。閣議決定の日にちをご修正くださいということと、計画の期間としては 5 年間ということで、大丈夫ということだと思いますが、よろしかったでしょうか。

他によろしいでしょうか。「はじめに」に関しては、いいですか。

それでは続きまして、第 1 章成年後見をとりまく現状と課題の整理ということで、ここについてもこれまで、ご紹介ご意見をいただいたりはしてきましたが、何かお気づきの点などおありでしたら、ぜひ積極的に教えていただければと思います。

よろしいですか、できればこちらはぜひ、現場で相談を受けてらっしゃる方などで、よりこの辺が大事じゃないかとか、気が付かれたことなどをご指摘いただけると助かります。

○山中センター長

修正した箇所を少し補足させていただきます。例えば 8 ページの表（表 1-2）などは、行政の皆様からご指摘をいただいて、前回わかりにくかったものを少しわかりやすく整理をさせていただきました。基本的にここ（表 1-2）の高齢者の状況につきましては、4 市町でそれぞれ特徴的な人口分布があるということで、そこに触れて、それに伴う課題もあるんではないかというような認識で、取りまとめております。

9 ページの障害者の状況につきましても同様に、表が見づらかったものを整理させていただきました。障害者の状況につきましては、知的障害の方が多いとか精神障害の方が多いとか、それぞれあるかもしれませんけども、障害のある方の割合が、だいたい 60

人に１人ぐらいの割合であるというような形です。障害のある方の数は、それぐらいはおみえになるんだということで、今後、一般的には高齢化に伴い身体障害の方が増えることは想定されますけれども、厳しい世の中になるにつれ精神障害の方も増えるかもしれない、とかいうことはありますけれども、なかなか一概に、こうなるだろうということは申し上げにくいかなという結論にしております。ただ国の施策も含めて、障害のある人も地域で暮らそうという方向になっておりますので、地域で暮らすということは、施設の中で暮らすのとは違って、買い物であるとか、地域で家にいるから通販で何でも買えてしまうとか、施設に入ればそんなことはないんですけれども、地域で暮らすことによって出てくる課題というのが増えてくる。それは、後見ニーズも増えてくるんではないかというふうに捉えております。ということで補足させていただきます。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。いかがでしょうか。今の話で障害のある方ですとか、高齢者、特に在宅が増えていくということと、親亡き後などを考えると、とても大事なところだと思うのでぜひ、現場からのご意見をいただければと思います。中野委員、東委員などいかがでしょう。現状でよろしいですか。

○東委員
　別のことでもよろしいですか。1ページ目に成年後見制度利用促進計画というのがあると思うんですけど、細かいことなんですけど、5か年というのが出ているので、明確に示していった方が、何のいつまでの計画かというのが最初にわかって、よりわかりやすいんではないかなと思います。あと西暦表記と令和表記があるんですけど、4市町はこれを混合するような書き方が一般的なんですか。西暦か令和というのが、それぞれの機関によって多分変わってくるかなと思うんですけど、表記の仕方を統一したのが、こういう形で一般的であれば、これでいいかなと思うんですけど、そこちょっと気になりまして。

○朝倉委員長
　お願いします。

○センター長
　まず本文中におきましては、年号を記した後に、元号を括弧書きで書くという形で統一させていただいています。本来、行政機関は元号を使うということになっているのですが、国も含めまして、西暦を結構使ってきております。元号か変わって計算もしづらくなっているということがあるので、西暦元号併記するのが、わかりやすいというふうに思っています。その中で表紙につきましては、行政として出すということであれば、

元号とするべきかと思って元号としました。今は、策定委員会が出すというようなものになっていますので、またそこは行政と相談させていただきます。表紙の表記は相談ということでさせていただきたいと思います。

○東委員
　ありがとうございます。
　あと先ほど石川委員様が言われたことは、6 ページのことを言われてたんですか。こちらの計画の対象期間の 4 月 1 日から 3 月 31 日のことを言われたか、ちょっと聞こえづらくて、申し訳なかったかなと思うんですけど。6 ページの計画（の対象期間）は 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までということだと思いますので、必ず最後の締め日は記載していた方が、より親切ではないかなと思います。なかには年度をご理解されていない方もおられるかなと思うので、必ず締め日はきちっと伝えていくと、より親切でいいかなと思います。計画の最後の締め日は、非常に大事かなと思いますので、ご検討いただければと思っています。以上です。

○朝倉委員長
　その点についても、統一的に考えていっていただければと思います。あといかがでしょうか。中野委員何かお気づきの点とかありますか。

○中野委員
　すいません、質問なんですけども、この 7 ページの高齢者の状況とか、9 ページの障害者の状況は、間違えてたらごめんなさい。以前の資料だと、何か潜在的な利用者数が 1%ぐらいいるよみたいな人数とかが、書いてあったと思うんです。それを消された理由と、ただその見やすくと言うだけだったらいいんですけど、それがもしあれば教えてください。

○朝倉委員長
　事務局でご確認お願いします。

○山中センター長
　事務局から回答させていただきますが、計画の中では、素案の文章から本文自体はそんなに変えていないので、潜在的ニーズが 1%というのは、私の説明資料（第 2 回策定委員会　参考資料 P.5）の中で申し上げたかと思います。初回か 2 回目かの説明資料の中では述べさせていただいたような記憶もございます。計画の中では、まだ取り込んでなかったと思います。確かに成年後見制度の利用促進計画でありながら、そのニーズの部分というか数的なニーズの部分について、どこにも書いてないというのは、少し自覚

はあったんですけれども、またご意見として承りたいというふうに思います。

○朝倉委員長
　ありがとうございます。ニーズ把握とか予測のところ、すごく大事なところだと思うので、またご検討いただければと思います。
　それ以外、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。井上委員お願いします。

○井上委員
　大口の地域包括支援センターの井上です。今の８ページ、９ページのお話の中でのことなんですけども、障害者の状況の中でいわゆる権利擁護という部分を考える上で、最近はうちの方でも、就労、働くというところでも、やはり差別とまでいかないですけども、その辺の「合理的配慮」の部分とか、今、「差別解消法」というのがあるんです。そういった部分も少し盛り込まれたり、就労に関するときのいわゆる権利というのも障害者の方にとっては、非常に大事なんじゃないかなと思ったので発言させていただきました。

○朝倉委員長
　ありがとうございます。とても大事なご指摘かと思います。就労とか、後でも出てきました居住の問題とか、この計画の中でも、とても大切だと思います。特に障害がある方たち、さらには今高齢者も働かないとというようなこともありますし、女性の就労とか、すごくたくさん課題があると思います。その辺に関しても可能な限りの範囲で、またご検討いただければと思います。ありがとうございます。
　他によろしかったでしょうか。ありがとうございます。

○小木曽委員
　アザレアの小木曽です。簡単な表記なんですけれども、16 ページの真ん中にある（6）住居が見つからない場合のこれは、普通にずれて、太文字ですよね。16 ページの（6）住居が見つからない場合、単純に太字表記になった方がいいのかなっていうところ。

○山中センター長
　事務局ですが申し訳ありません。ここ既にご指摘いただいていたのですが、修正漏れです。

○朝倉委員長
　修正お願いいたします。ありがとうございます。
　よろしかったでしょうか。

○石川委員

お願いします、岩倉市の石川です。9ページの障害者の状況の文章と表。全体的になんですが、そもそも章の中で障害率という言い方をするのかなあというところと、これがあると、少しそこに目がいってしまいます。何々市は、この障害が多いのか少ないのかっていうのは、ここではあまり必要ではないのかなというのを改めて、これ見ていたときに思いました。その障害種別関係なしで、全体的に先ほど言われた60人に1人ぐらいの割合でいるよというような、そのあたりのところが伝わればいいのかなと思います。

それと高齢者は65歳以上ということで明らかなんですが、この障害者のところでは、手帳所持者の数だというのもきちんと明記をしていかないといけないのかなと。数を出すときには、書いていかないといけないのかなというふうに思いました。あと3障害全部ここには入っているんですが、権利擁護のところの話、成年後見の話をするときには判断能力がというようなところで、知的障害、精神障害といったようなそういったところを説明というか、対象者ということになるので、身体についての明記も必要なのかな、どうなのかなというふうにちょっと感じました。以上です。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

障害のある方に関してパーセンテージが必要なのか、さらに身体障害についてはどうか、というご意見かと思いますがいかがでしょう。

○山中センター長

表については、改めるところは改めてもいいと思っていますが、ただ障害について、精神障害、知的障害が、成年後見制度の主なターゲットではありますけれども、権利擁護という観点で考えた場合、身体障害者を障害という枠組みから外すというのが、前の方でも書いてるんですけれども、聴覚障害のある方、あるいは視覚障害のある方の認知症の方であるとか、あるいは少し知的障害もあるような聴覚障害の方であるとか、そういったことも複合的であるので、ここで数を書いたからといってどうかということもあります。ただその対象から外すより、外さない方がいいかなという思いで、今はいます。またご相談させていただければというふうに思います。よろしいですかね。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

本当に権利擁護が、どういう方々が必要なのかというのをできるだけ幅広く考えていった方が、おそらく良いのかなあという気がしますが、ご指摘いただいたことはとても

大事ないいことだと思います。ありがとうございました。あとよろしかったでしょうか。きっと見ていると、だんだん出てきそうな気がするので、またお気づきの点は後でも言っていただければと思います。ちょっと先に進ませていただきたいと思います。

それでは、次の第 2 章のところで何か。国の次期基本計画に照らした当該区域における課題ということです。何かもう少し、ここで大切なこととか、お気づきの点などご意見いただけたらと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。どのようなことでも、ぜひ。

どうでしょうか。特にネットワークとか連携とか、規則、国に照らし合わせてということですが、ここの地域を考えるととても大事なことだと思います。

○山中センター長

少しわかりにくいかもしれませんので、ちょっと補足をさせていただきます。この章は課題を引き出す章なんですけれども、課題を引き出すにあたって、念頭においているのは、国が次期計画に盛り込もうとしていることをまとめた、中間の取りまとめというのがあるんですけれども、中間の取りまとめの中で次期計画では、こんなことを各市町村に求めていきたいというようなことが書いてあります。そのことと照らして、この町、この区域でできていること、できてないことを、少し整理をしていった書き方になってます。なので国のやろうとしていることが、少しくどく書いてあるかもしれません。それに照らしてこの地域は、ちゃんとできているんだろうかというようなことを念頭にまとめておりますということで、お願いします。

○朝倉委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

特に連携というとこで、従来から保健医療福祉の連携ということですが、この権利擁護に関しては、特に司法との連携をどうやっていくのかとか、地域社会との連携をどう作っていくかというのは、すごく大事なところだと思いますので、ぜひここでいらした市民の皆様とか、司法関係の方とか、ご意見をいただけるとより良いものになるのではと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。

○宮本委員

弁護士の宮本です。ちょっと連携のところとは違うんですけど、この 24 ページの図 2－1 というのがあるんですけど、前後の脈絡を見て、何故ここに出てきたのかなというのがちょっと気になったんです。要は、いろいろ広報活動してますよというようなことが上に書いてあって、制度法制の基本的な、これ中核機関が担う業務の流れみたいなのがあるので、別にふさわしいところがあるのかなと思って、これを載せるところを今、探してたんですけど…。権利擁護支援センターの業務の流れみたいなところに出てくる

と、ふさわしいのかなと思ったんですけど…。もし何か趣旨があってここにしているんであれば、見た限りでよくわからなかったもんですから。

○朝倉委員長
　ありがとうございます。今のご意見について、事務局からご説明していただけますか。

○山中センター長
　ご指摘の通り、フィットしているかというと、どうかというところもあるかもしれません。国が想定している中核機関の機能というのが、国が書いた絵とかもあるんですけれども、私どもが研修のときに使う図をそのまま転用しているので、違和感があろうかと思います。中核機関としての役割というものを時系列に沿って表すと、こういうことになります。
　その中で国は、この前の①番と②番だけやればとりあえず中核機関として名乗っていいよと言っているような現状があります。この 5 年間はとにかく中核機関を作りなさい。中核機関というのは、①と②ができたらもう中核機関と言っていいというような感じの言い方です。ただ実際、私どもとしては、国が他のところで、必要な人が、誰もが制度を利用できる環境をつくると言っているんです。それがここの成年後見制度の利用が必要な人を、確実に、適切に利用につなげていくということで、この仕事をずっとやっているんですよということで、それを普及啓発のところで、この絵を入れたから全然フィットしてないんです。
　この全部のことに取り組んでますということを言いたかったのと、中核機関の役割として、こういうことがありますということをどこかで見せようと思って入れたんですが、ご指摘の通り、①普及啓発・研修のところに、この絵を置いたために収まりが悪いっていうことがあるので、検討させていただきたいというふうに思います。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。
　貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうでしょう。
　ありがとうございます、野田委員。

○野田委員
　リーガルサポート司法書士の野田と申します。よろしくお願いします。
　今の第 2 章から第 3 章にかけてになってくると思うんですが、広報機能のところで、よくセットで発見と相談という文言が入ってるかと思うんです。今この流れを全般的に

拝見しておりまして、相談という部分に関しては、割とフォーカスが当たってらっしゃるのかなという気がします。ただもっと踏み込んだ発見という部分に関しては、なかなか光が当たってないなという感がします。

相談というのは、我々司法書士はもちろん、弁護士の先生もそうですし、社会福祉士の先生方もそうなんですが、相手側から来られて相談を受けると、受動的な形で始めることが多いんです。これに対して、発見というのは、おそらく介護職であったりとか、医療現場であったりとか、地域住民の方であったり、我々もそうなんですけれども。特に私が強く思うのは、市区町村の窓口、これは市民課であろうが固定資産税課だろうが、どこでも同じだと思っております。

介護保険課はもちろんのこと、障害福祉の方もちろんそうだと思うんですけども、そこでもおそらく発見のチャンスというのは必ずあるはずです。ですので、その部分をもう少し色濃くできるといいのかなそういった気がしました。ちょっと文言の挿入方法については、ちょっと私もまだ、そこまでは思いがいたっていないんですが、実はこの地域連携に関してなんですけれども、発見とか、そういったアウトリーチという考え方なんですが、私個人的に思いますのが、若干のおせっかいというものがそこにあるんじゃないのかなと思っております。

司法書士をやっておりますと、不動産登記しかり、商業登記しかり、裁判所しかりなんですけれども、出して初めてやっていただくというところが強いかと思います。ただこれに対して自治体とか、そういうことがどうしても出されてから動くという傾向が強いので、少しそこの部分を踏み込めるようなものが記載できるといいのかなと思います。

実はこれ、最終的に我々後見として活動する最中に、私自身各市区町村の窓口へ行って、それぞれ介護保険等々の相談をすることがままありますが、行ったときに、主観的なものの言い方で誠に申し訳ないんですが、冷たいなと思うことがあります。我々が行ったとしてもそれは同じでございますので、そこの部分では拾い上げるかのごとく、発見というものを少し強くしてあげると、ここは後の地域連携にも繋がってくるんじゃなかろうかと思いますので、ぜひともそこの工夫をお願いしたいと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございました。とても重要な相談の体制をつくっても、まず本当にニーズが把握できているのか、声を出せるような地域になっているのかというところ、アウトリーチなんかも含めて、とても大事な課題を指摘していただいたと思います。これについては第 3 章のところにもかかりますので、具体的にもう少し議論が深められたらというふうに思っています。よろしいですかね。何か事務局ありますか。

○山中センター長

ご指摘ありがとうございました。発見相談をする。発見といいますか、アウトリーチ

といいますか、そこで権利擁護の課題を持っておられる方を見つけてくる、発見してくるということが、まず第 1 段階かなと思います。やはりそのためには、権利擁護の視点を持った人、あるいは言い方が変ですけど、行政の窓口の人に権利擁護の視点を持っていただくというようなことも必要かと思っています。そこで研修ということが、すごく大切かなというふうに思っています。また第 3 章の中にも、今のお話を盛り込むべきだと思うんですが、今の意味で、研修ということの中で、そのアウトリーチ的な視点を取り込むのであれば、一つは 46 ページの普及啓発の推進・研修事業の中で少しそういった視点を書き込むということと、もう一つは、49 ページの中で、上から 5 行目なんですけれども、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集という書きぶりがあります。これは国のフレーズをただ単に引用しただけで、これを踏まえて、私達の地域連携ネットワークの中でどう展開していくのかということについては、この施策の中で取り上げていないので、ここで何らかの施策的なこと、こういうことをやりたいということを書き込むのも一つかなというふうにお話を伺って思いました。また検討させていただきたいと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございます。それでは既に第 3 章の方にも、ご意見が繋がっておりますので、続けて第 3 章で当区域における権利擁護支援のための取組というところで、この内容については前回皆さんからのご意見を踏まえて、文章にしていただいているところです。とても大事なところだと思いますので、ぜひ活発なご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。 ありがとうございます。

○東委員

扶桑町で、高齢者施設で勤務してます東といいます。よろしくお願いします。

先ほどの課題にも、付随することかなと思うんですけど、課題をちょっと明確的にしていかないと、やるべきことが、見えてこないかなというのがありまして、計画ですので、基本施策というのが四つあるんですけど、ちょっとフワッとして、何をすべきかというのがちょっと見えてこないかなっていうのを感じております。例えば 5 か年あり、四つの柱の基本施策があるかと思います。例えば 2023 年度は、何を一番重要にしているか。年度ごとに重要視していることを明確にされると、いいんではないかなと思います。

また課題においては、前回 10 月に会議があったときに、4 市町のそれぞれのデータを細かく調査してくださいました。例えば扶桑町でしたら、高齢者が多いという課題がありますので、それぞれの市町で、すべきことは多分変わってくるかなと思います。あと、小牧でしたら外国の方が多いよということですので、例えばうちも外国人の方を雇用させていただいてるんですけど、文化の違いとか、言葉の違いとか、本人はハイハイ

わかっているよという感じでもわかってないこと、そういうこともあります。それぞれの市町で、すべきことというのも課題の中に上げてかないと、フワッとしてるので計画に落ちたときにいろんな諸問題が出てくるんではないかなと思います。なかなかこの計画に盛り込むというのは、非常に難しいかなと思うんです。例えば一つこういう概要みたいなものがありますので、わかりやすく補足資料みたいのがあると、見られる方がよりわかりやすいんではないかなと思います。私はしばらくの間、この会議に参加させていただいていますのでなんとなくわかりますけど、見る方は、なかなか難しいなと思います。見られる方が、こんな感じかなっていうイメージが共有できるような資料が、必要かなと思っております。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。何か事務局…。

○山中センター長
　この計画自体の射程といいますか、計画の及ぶところのお話で、ご指摘いただきましてありがとうございます。国の施策もまだ検討中のこともありまして、また基本は、この 4 市町は成年後見制度あるいは権利擁護について、広域で連携して共通の思いで取り組んでいこうということで、このセンターを設置していただきました。
　その中で、広域のメリットを生かしながら、とはいえ各市町の実情があるものですから、各市町の実情に即したものを展開する必要があるということです。今回の計画の中で、どこまで具体的な実行計画、実施計画に、そこまで落とし込めるかということはあるんですけれども、5 年間の計画の場合、割と基本施策の方向性を設けて、その後、実施計画的なものは、別途具体的に検討していくみたいな形になろうかなというふうに思っています。
　その意味で、この計画の一つの柱になりますのが、協議会の設置です。協議会を設置することによって、今後何をなすべきか、また新たに出てきた課題に対してどう対処していくべきか、5 年間の間ずっと権利擁護について検討し続ける場を設置するということが、この計画の中では重要なものというふうに考えています。
　今回皆様にもご検討いただいたんですが、どういう具体的な施策がいいのかというところまでなかなか落とし込むことは難しいんです。けれども、こういったことをやりたいということをまず掲げさせていただいて、それが一つずつでも進んだのかということをこの協議会の中で進捗確認をしていただきます。次は何をやるんだっていうこともこの協議会の中で進捗確認をしていただきながら、必要があれば、例えば市民後見人の養成だといつぐらいにやるのか、という見通しをきちんと入れないといけないということになれば、協議会の場を通じて、行政と話し合っていくというようなことも含めて、協議会ということの設置によって、この計画の実効性を高めていきたいという思いでおり

ます。
　具体的に書ききれてないところは承知しておるんですが、なかなか行政が動くと思いますと予算の関係もありますので、予算の担保なしに、計画に書き込むということも難しいということがございます。そのため、方向性をこの計画の中では示していただいて、その示された計画の方向性に沿って、具体的な施策は、毎年毎年検討していくというような形で考えている計画でございます。その方向でご理解いただけるとありがたいというふうに思っております。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。
　本当に具体化できるか、実行できるかが何より大事なので、それは今後意識して、予算化とか具体的な事業なども検討していく必要があるかと思います。
　すいません。お願いします。

○纐纈委員
　社会福祉士の纐纈です。今の山中さんの説明で、およそなんとなくその目標というか、そういうのがこれからできていくということがわかりました。その市民後見人養成事業がもし早期に開催できるとすると、結構人数としては、もしかしたらたくさん養成できるかもしれない。そんな中で、実際には受任に適したケースというのがどれくらいあるか、あとは、尾張北部権利擁護支援センターのガイドラインに沿った法人受任の件数とかのバランスもあると思いますが、そこら辺のこの市民後見人養成した方の何か受け皿的なものがあるか。あと後見候補者の確保というところで、法人育成ということもあるので、何かバランスというか、受任できるところが増えるというか、そこら辺を基本施策に協議会とかで、載せていくといいのかなと思いつつ、まだ追加されていく事項なのかなと感じて聞いておりました。ありがとうございます。

○朝倉委員長
　よろしいですか。

○山中センター長
　まずは、ご指摘のところの後見候補者不足といいますか、そこはこの区域の大きな課題だというふうに思ってます。ここでは法人受任、法人を育成していくとたんに書いてますけど、どうすればそういうことができていくのかという具体的な検討が、やはり必要だし、市民後見人についても同じでございます。どういう役割分担をしていくのかということも、課題になると思うので、それをやっぱり、検討する場がないとなかなかいかんかなと思います。それを協議会という場で、そういった課題を相談させていただく。

あるいは協議会本体ではなくても、先ほど申しました権利擁護に関連する団体さんに集まっていただくような円卓会議みたいなものを受けまして、そこで話し合っていくというような形で、権利擁護の課題について継続的に検討していける場が、できればいいなというふうに考えております。

○朝倉委員長

ありがとうございました。他によろしかったでしょうか。ありますか。大丈夫ですか。

それでは最後の第４章によろしいですか。次の章第４章のところ計画の推進体制、今のご意見などにも関わるかと思いますが、育てていくということで、具体的にどのような形でやっていくかという大切なところかと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ここも先ほどのところで言うと、協議会を作って、そこでこれをしっかり進捗していくということ。宮本先生ありがとうございます。

○宮本委員

ごめんなさい。前の章のことで１点だけ、ご説明いただいたところでわかりにくかったのが、46 ページの下の四角のところなんですけども、上から２番目の○で、地域（互助）、司法、医療の関係者など研修対象を広げていきますとある。これを研修対象というのは、研修を受ける側という理解でいいですか。それとも司法とかも入ってるから、どちらなんだろうかなって思ったんですけど。

○山中センター長

これは、これまで私ども研修を多くやってきましたけれども、大概対象者は福祉の方が応募をされて、聞いていただいてます。それとあとは、地域住民の方、住民の方で関心のある方という聞き方をしてますので、できればその地域で活動されている諸団体の方、あるいは国が求めているように司法関係の方にも、例えば意思決定支援の課題であるとか、そういったことについても、聞いていただけるようなレベルの研修会をしていきたいというふうに思ってます。

また医療についても、診断書が適切に書いていただけるというところ。たとえば、書いてくださいと言って、断られるケースもままありまして、入り口の医療の先生方のところの御理解が、本当に大切だというような思いもあります。私たちの力量がどこまであるかわかりませんけれども、こういった方々への研修も深めていきたいという思いです。確かにわかりにくいという文章だと思いますので、文章自体ちょっと検討させていただきたいと思います。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。第４章についてはいかがでしょうか。何か。ご意見。いいですかね。
　それではあの全般通して何か質問とか、ご意見があればいただければと思いますが、ありがとうございます。

○野田委員
　お願いします、司法書士の野田でございます。
　これ全般的な話なんですが、少し戻させていただいて申し訳ないんですが、未成年後見に関して、１ヶ所は確か記載があったかと思います。未成年後見も、本計画の中に一応含めていくというような方向性でしょうか。これは縛りの問題といいますか、成年後見、未成年後見の違いという部分も当然あるかとは思いますが、行政文書ですので、未成年後見という文言が入ってること自体は、私は賛成でございます。その中で書いてあるからこそ、３章４章に特に記載はないんですけれども、ことが起きたときにはその範囲も含めて、進めていただけるというような形で考えておけばよろしいでしょうか。
○山中センター長
　未成年後見につきましては、私たちの相談の中でありますので、課題になっております。未成年後見の問題、親権の問題も絡んでなかなか難しいんですけれども、課題として、権利擁護の対象の中にやはり子どもさんも含まれるので、課題として取り上げるべきだというふうに思っています。50 ページのところに単語が書いてあるだけですけれども、４つ目の○の中に未成年後見も、課題として取り上げて取り組みたいというふうにしております。これは、ここに書いてある身元保証、居住支援、任意後見、未成年後見などの課題という、それ全て、当権利擁護センターが中心になってということではなくて、みんなで一緒に。どこが取り組めばいいのか、こういうことが課題としてあるんだということを認識しながら、検討していきたいというふうに思って書いております。ありがとうございます。

○朝倉委員長
　ありがとうございました。本当にこの間、地域共生社会ということが言われていますが、全世代型の社会保障という枠組みの中で、この成年後見制度というのも位置づけられています。よく言われる８０５０とか、いろんな課題があってすごく複合化しています。だからこそ、地域や多職種で連携しないと問題解決しないし、問題が潜在化しやすいので、地域の中でどれだけ発見できるような体制を作るかということだと思います。その辺はすごく大事だと思います。
　すいません、ちょっと時間が超過しておりますが、名古屋家庭裁判所の小栗主任からも最後に一言ご意見など、お気づきの点などいただければと思います。

【議題（3）その他】

○小栗主任書記官（オブザーバー）

名古屋家庭裁判所一宮支部の小栗と申します。

こちらの基本計画の案を見させていただいて、この通り進められたら本当に、この地域での成年後見制度の関係は、大丈夫なんだろうなというふうな感じは受けております。

今日のご意見の中で、私は一つそうだなと思ったのが、司法書士の野田先生がおっしゃられた発見っていう部分です。やはり研修を尾張北部さんが結構やられていると思うんですけど、先ほどおっしゃったように福祉関係者の方だとか、地域住民の方対象というのも非常に重要だと思うんです。けれども、それ以上に行政の市役所の、普通はあまり後見に関わらなさそうなそういう窓口の方にも、後見制度というもの自体を知っていただくことによって、どこかの相談の中で、本当に後見が必要な方というのが、発見されてくるんじゃないかなというふうに思います。この取組が始まった頃からよく言われてることなのかなと思うんですけれども、その辺も大事かなというふうに思いました。

○朝倉委員長

ありがとうございました。

本当にたくさんいろんなご意見をいただき、おそらくまだまだお気づきの点などおありなのではないかというふうに思います。ちょっと恐縮ですが、時間、期間が限られておりますので、今日いただいた意見を踏まえて、事務局の方で修正をしていただいて、それを私の方で確認をさせていただいて、今後へと進めていきたいというふうに思っております。これだけは絶対というようなことがあればぜひ、よろしいでしょうか。本当は皆様からご意見をいただきたかったのですが、限られた時間で大変申し訳ありません。よろしいでしょうか。何かありますか。

どうでしょう、せっかくですから公募でいらした市民の皆様とか、何か一言。地域の民生委員さんとかどうですか。おそらく地域の問題を皆様がいて、より身近で感じてらっしゃることがおありなのではと思います。よろしいですか。

○間宮輝明委員

聞くばっかりですけど大変勉強になりました。ありがとうございます。

○櫻井委員

文字を理解するだけで、大変頭の体操になる会議だなと思って聞いておりました。本当に必要な人が、後見制度を利用できるようになるといいなというふうに思うんです。けれど、前回、これまで討論してきたのは、割と身上保護の部分も含まれていたようで

すけど、（今回）財産管理とか、そういう硬い方が前面に出てきてるような気がするだけなんですけど、もう少し何ていうか、活動の幅っていうか、そういうのも明確になるといいかなっていうふうに思いました。

○大島委員
　先ほど野田先生の方がおっしゃられていた、発見ということなんです。私が昨日たまたま関わった方から、まだ 10 代前半の若い方なんですけど、自己破産したりとかしています。発達障害がわかったのが中学生の頃で、今までお母さんの話を聞いていると、本当に福祉の方との関わりが一切なくて、たまたま私が昨日訪問看護ステーションの看護師さんからご紹介を受けて、障害年金の手続きのお話をさせてもらいに行ったところ、そこでお母さんからお話を聞いて、初めて成年後見制度という制度があるので、よかったら検討してみてくださいと伝えさせてもらいました。まだ本当に障害手帳も申請してない状態の方で、今日参加させてもらって、やはり発見は、すごい重要なんだなというのを身を持って体験しました。
　またここでのお話が繋がったので、この制度の普及というのはすごい重要なんだなというのを痛感しています。また今後の計画に対して、いろいろ期待をさせてもらいたいと思ってます。

○朝倉委員長
　ありがとうございます。

○倉知委員
　すいません。弁護士さんと、司法書士さんにお聞きしたいんですけど、現在、後見人制度で支援している方は、具体的にはおみえなるんですか。

○宮本委員
　私はだいたい今、後見、保佐、補助を含めて 8 人。だいたい 8 人から 10 人ぐらいで推移しているというぐらいです。弁護士としては割と多い方です。そういう弁護士会の委員会に入ってやっていますので、割と積極的に受任している方で、8 人から 10 人ぐらいというような状況です。

○朝倉委員長
　ありがとうございます。

○野田委員
　司法書士でございます。私も件数としては、だいたい 8 件から 10 件ぐらいです。後

見、保佐、補助、後は任意代理という部分ですとか、場合によって遺言執行とか、そういった部分で見守りを含めてやってるっていう形になります。
　ついでに社会福祉士の纐纈さんにも。

○纐纈委員
　ついでの社会福祉士の纐纈です。今は９件。後見、保佐、補助合わせて９件受任にしております。

○倉知委員
　どうもありがとうございました。

○間宮進示委員
　老人クラブを代表した感じですけど、間宮です。
　ちょっと申し訳ないんですけど、私の近くに発達障害の女性に対する成年後見人という感じで就いていただいてるらしいんです。ところが状況に問題があり、我々が見てもおかしいなと思うんですけど、一度も見舞いに来ていただかないのに費用が発生するんです。今回、この書類（成年後見制度利用促進計画）には一切費用のことは出ていませんけど、一度も来ないのに費用を払っていかないかん。これでは兄妹が潰れてしまうというような、現実問題として言われたことありました。それで私そのことを記載して、今回の形（公募委員）になったんですけど、まさか通ると思わなかったです。（公募委員に）なったのですが、そういった事も現実の問題としてどうかなと思いました。
　それともう一つ、成年後見人になる方の職業的な制約があるんですか。それはないですか。ないですよね。私が、あるところで聞いたのは、街金（地域の貸金業者）の方が「俺、成年後見人やってやろうか」と言ったという話聞いたんです。ちょっとどうかなと、これも疑問に感じました。

○宮本委員
　職業は、別に弁護士じゃないといかんとか、司法書士さん、社会福祉士さんだけじゃなくても大丈夫なはずです。いろいろ、今はこういう職業の人だから駄目だということは、一概には言えないとは思うんです。けれど、やっぱりそういう意味では、後見人の候補者を拡充していくということで言えば、必ずしも今三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のこと）というんですけど、三士会だけに限らず拡充していくというのは、一つの方法だろうと私は思います。

○野田委員
　すいません関連で。

今の金銭管理なんて話もありましたが、そこに関しては家庭裁判所も、すごく目を光らせていただけるはずでございます。候補者として名前を挙げて出した人間が、全て後見になれるというわけではないです。ここはあくまで、裁判作用でございますので、審判という形で、ふさわしいかふさわしくないかという部分を見てます。そこでふさわしくなければ、我々の方に来てしまったりということもままあります。例えば街金以外に、例えば、長男がやりたいけれども次男が大反対するとか、そういうのを家族関係でいくらでもあるケースございます。そういったところをやはり裁判所の方で、審判という形で出していただいてるので、一応のセーフティネットになっていると。

あともう一つ、被後見人に面談に来ない後見人が居るよというのは、私も聞いております。これに関しては、裁判所の方で裁判官が審判という形で報酬を決めることですので、手前味噌ですが、私どもについてはそういうことは全くございません。例えば弁護士会はこういった宮本先生のように活動してらっしゃる弁護士さんですとか、我々の司法書士の中でいうリーガルサポートという団体に所属するとか、あと社会福祉さんの方でも団体作っていらっしゃるんです。我々の中では、例えばその行動指針というものを内部的に決めるとかしておりまして、やはり最低でも月に１回は行くべきですよねと。ただ身上監護ございますので、会いもせずに身上監護は当然できないというのは、もう当たり前の話ですので、そういったことになってます。万が一、この百分の一だと思うんですけども、完全に怪しいなというときには、例えば裁判所に相談するとか、場合によっては、尾張北部権利擁護支援センターの方にやはり地元の声として、何かここおかしいんじゃないかというのをご相談いただく方法もよろしいのかなと思います。

○朝倉委員長

ありがとうございました。本当にこの権利擁護というのは、やっぱり専門職は本当に職業倫理もあってそういう不正とかは、大丈夫だと思うんですけれども、でも、権利擁護ができるかというとなかなか難しい。だからネットワークを作っていかなければいけないし、問題は潜在化していてなかなか気がつかない、しかし気が付かないと権利擁護ができないということです。

本当に皆さんおっしゃってくださったようにニーズ発見をどれだけできるかということが、この制度を４市町の中で、目標にあるように安心して自分らしく暮らせるようなまちにできるかどうかというところでは、ますますこの制度がすごく大事です。どれだけ活用していくかということが、問われているんだろうなというふうに思います。

これだけ格差が広がって分断している社会ですので、本当に今、伴走型支援などと言われていますが、伴走者はたくさん網羅的にいないと、孤立する人はたくさんいらっしゃるわけですから、どこかのところが頑張ればいいというような状況ではない。だからこそ、本当に地域の中で、市民の中でも声を掛け合ったりとか、そんなことができるような地域作り。だからこの基本的な考え方でまちづくりなんだっていう視点が、利用促

進の計画にはすごく大事なのではないかなというふうに思っています。本当にこの計画にもいろんなことを盛り込んでいく必要があります。これを具体的に、でもこれは育てていく計画だっていうことですので、この今の議論をまた次に繋げて、この計画をできるだけ充実したものにしていくということが、今ここの場の使命かなというふうに思っています。

まだまだ育てていくという意味では、完成版をできるかどうかというのは、まだまだだと思うんです。とはいえ、作って、とりあえずその育てていくということで、完成版を作る必要がございます。今の皆さん方の本当にお一人お一人の貴重な意見を踏まえて、修正をさせていただいて、完成版ということにさせていただきたいと思います。それでそれは私が責任を持つということで、よろしいでしょうか。すいません、何とか頑張って、事務局と調整をさせていただきたいと思います。それでは最後に事務局からのご連絡お願いいたします。

（3）その他

○山中センター長

皆さんありがとうございます。大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございます。

この後の今後のスケジュールについて、ご紹介をさせていただきます。この後、パブリックコメントという、市民参加の手続きを行なわさせていただきます。パブリックコメントというのは、この計画の案を住民の皆様にお示しをして、ご意見があれば、言ってくださいということで、そのご意見に対して応答することを行います。その期間をだいたい 1 月の中旬ぐらいから 2 月の中旬ぐらいまでで、各市町でご予定されているんです。その 1 月の初旬から中旬に案を提出するためには、行政内部の手続きもありまして、12 月 10 日までに市民、住民の皆様に、お尋ねする文案を行政に届けてほしいと言われておりますので、もうそこで一応の案を確定させていただきます。

今日 30 日ですので、正味 10 日間の間に皆様のご意見を 踏まえて、書き加えさしていただくことになろうかと思ってます。今委員長からお話がございましたように、もう一度皆様にはお諮りすることは難しゅうございますので、委員長に見ていただいて、また修正すべきは修正してということでさせていただきたいというふうに考えております。

パブリックコメントをした後、またご意見があったりするわけなんですが、その後修正すべきがあれば修正をしまして、最終案が確定します。2 月の月末までに何とかしたいと思っております。それが出来ましたら、3 月の上旬の日程で、最後の第 5 回になりますけれども、最終案を皆様にお示しをして、これでいきましょうと言っていただく会をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

3 月の日程につきましては、また委員長と行政の方と相談をさせていただいて、決め

させていただいて、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。本当にご意見ありがとうございました。

○朝倉委員長

　それでは以上をもちまして、第 4 回の策定委員会を終了させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。